

東京都市計画地区計画の決定（江東区決定）  
 都市計画潮見二丁目西地区地区計画を次のように決定する

名 称	潮見二丁目西地区地区計画	
位 置	潮見二丁目地内	
面 積	約4.1ha	
地区計画の目標	本地区は、周辺集合住宅との調和を図りつつ、都心への近接性や臨海部における立地特性を活かし、地区全域において、居住機能の立地を抑制して、印刷関連をはじめとする多様な生産・流通機能と商業・業務機能などが共存できる複合地区の形成を図ることを目標とする。	
針 区域の整備・開発及び保全に関する方	土地利用の方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1．土地や建築物の共同化を促進し、オープンスペースの確保に努め、緑豊かなゆとりのある空間形成を図る。</li> <li>2．沿道における公開性の確保や歩行者ネットワークの形成などにより、快適で魅力あるまちなみを整備するとともに、防災性の向上に努める。</li> </ol>
	建築物等の整備の方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1．健全な土地利用の誘導を図るため、建築物等の用途の制限を定める。</li> <li>2．安全で快適な歩行者空間の創出、緑化等による修景空間の形成及び整ったまちなみの形成を目指して、道路に沿って壁面の位置の制限を定める。</li> <li>3．江東区臨海景観基本軸の景観づくりに基づき、良好な都市景観を形成するため、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限を定める。</li> <li>4．健全な土地利用の誘導を図り、敷地の細分化を防止するため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。</li> </ol>

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 住宅等の用途に供する建築物で、建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(イ)項第1号、第2号又は第3号に掲げるもの (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号及び同条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物 (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に掲げる一般廃棄物処理施設又は、同法第15条第1項に掲げる産業廃棄物処理施設の用に供する建築物
		壁面の位置の制限	建築物等の壁面又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す位置においては道路境界線から2m以上離さなければならない。ただし、巡查派出所、公衆便所その他これらに類するものについてはこの限りではない。
		建築物の敷地面積の最低限度	300 m <sup>2</sup>
		建築物等の意匠・形態の制限	建築物及び工作物(屋外広告物を含む)の高さ、形状及び色彩は、江東区臨海景観基本軸の景観づくり基準に基づき、都市景観に十分配慮したものとする。
		垣又はさくの制限	道路に面して設ける垣又はさくは、生垣又はフェンス等とし、フェンス等を設置する場合は、フェンス等に沿って緑化したものとする。

(注) は、知事同意事項

「区域、壁面の位置の制限については、計画図表示のとおり」

理由：都心への近接性や臨海部における立地特性を活かし、印刷関連をはじめとする多様な生産・流通機能と商業・業務機能などが共存できる複合地区を形成するため、地区計画を定める。